

☆ 最近の予備監査事例から ☆

監査で指摘した不適切な事務処理事例について、その内容を紹介します。

同じような事例が発生しないよう、各所属において再度確認のうえ未然防止に努めてください。

◆ 検査の不相当

事例1 設計書と異なる規格の機器が設置されていた事例

○ 事例の概要

「換気扇交換工事」の執行において、設計書で「50 cm」としていた規格・寸法と異なる「60 cm」の機器が設置されていたが、「契約設計図書及び仕様書のとおり完成した」として工事完成検査復命書を作成していたもの。

○ 発生原因

県営建設工事請負契約書附属条件に定める「建設資材調書」を提出させていなかったため、工事中及び完成検査時に設計書と突合ができず、設計書で示した規格・寸法と異なる機器が設置されていることに気が付かなかったため。

【チェックポイント】
提出書類は、きちんとそろっていますか。

「工事のことはよくわからないから・・・」と、
工事業者任せになっていませんか。

○ 参考事項

- ・「建設資材調書」の提出がなく、設置された換気扇の仕様が確認ができない状況だったことから、工事完成写真等から仕様を確認して、「設計仕様である50 cmとは異なる60 cmの換気扇が設置されていた」ことが判明しました。
- ・更に、参考見積の段階で「仕様は50 cmとしているが、60 cmの換気扇の単価で積算した参考見積書」が提出され、それをもとに設計書を作成し、発注していたことが判明したものです。

結果的に、無駄な支出になっていませんか。
検査員は、とても責任重大な仕事です。

○ 懸念されるリスク

- ・監査対象機関からは、「参考見積書の積算単価は上位機の60 cmのもので、設計書記載の仕様と異なるが、結果的に60 cmの機器が設置されたのだから、県に損害はないのでは」との申出もありましたが、既設の50 cmの機器が能力不足であった事の検証は行われていませんでした。

業者に薦められるままに無用に過大な設計及び支出を行った可能性も否定できず、相当額を安価に目的を達成できた可能性があります。

- ・管内業者3者を選定し、随意契約による見積合わせを行っていますが、50 cmの仕様で60 cmの単価であることは他の選定2者は知りません。

仮に他の業者が落札し設計書記載のとおり50 cmの機器が設置された場合、相当額が県の損失となった可能性もあります。

- ・検査員には、自治法第243条の2第1項による賠償責任の義務があります。

業者任せにせず、必要な書類は提出させて確認し、工事管理を徹底するなど、担当者任せにしないで複数人でチェックを行うよう組織として対応することが重要です。

◆ 赴任旅費の不相当

事例2 赴任旅費を誤っていた事例

今年度も赴任旅費に係る支給誤りの事例が多くみられましたので、その内容を紹介します。

いずれも行程や移転先、扶養親族の状況などを十分に確認していれば防止できた事例です。

旅費は出納機関（出納局・審査指導監）の審査を経ずに支出するものですので、担当者だけに任せるのではなく、組織としてのチェックを行い未然防止に努めてください。

事例の概要	発生原因等
<p>県外の大学を卒業（新卒）して県内の公所に着任した新採用職員について、採用直前の住所地（県外）からではなく、卒業後に一時帰省していた県内の実家から移転料を支給していたため、支給額が過少となったもの。</p>	<p>大学進学に当たって住民票を異動せずに県外のアパートに居住していたため、県内の実家を採用直前の住居であると申し出ていたもの。 旅費制度を理解していない新採用職員については、所属で丁寧に確認する必要があります。</p>
<p>異動により単身赴任先から自宅に戻って扶養親族と同居した職員について、扶養親族移転料を支給していたもの。</p>	<p>移転の状況を確認できる書類の提出を求めず、所属独自の申出書のみで支給していたため、移転の状況の確認が不十分だったもの。 この他、職員本人の移転について「転入証明書」等で確認していたものの、扶養親族の移転の状況を確認できる書類を徴していない事例が見られますので注意してください。</p>
<p>県外事務所への移転にあたり、財務会計システムで出力された旅行命令票の移転キロ数が過少に算定（正 1091.7 km→誤 123.6 km）されていたため、移転料が過少となったもの。</p>	<p>出力された旅行命令票の内容の確認が不十分だったため、誤出力に気付かなかったもの。 この他にも出力内容を確認していれば誤りに気付けた事例がありましたので、注意してください。</p>

※次の2つは、例年見られる事例ですので注意しましょう。

<p>移転の路程について、居住地より遠い勤務地を起点として算定したため、移転料が過大となったもの。 【例】勤務地 宮古市→盛岡市（102.1 km） 居住地 千徳駅→盛岡市（98.8 km）</p>	<p>旅費制度等を十分に確認していなかったもの。 【旧勤務地】→【新勤務地】と【旧居住地】→【新居住地】の移転距離を比較して確認しましょう。</p>
<p>着後手当の算定に当たり、住居状況を「その他（アパート等）」とすべきところ「自宅」としたため、支給額が過少となったもの。</p>	<p>転入証明書を徴していたが、移転先の住居の状況を確認していなかったもの。 住居届の状況等も確認する必要があります。</p>

☆ 12年ぶりに工事現場監査を実施しました ☆

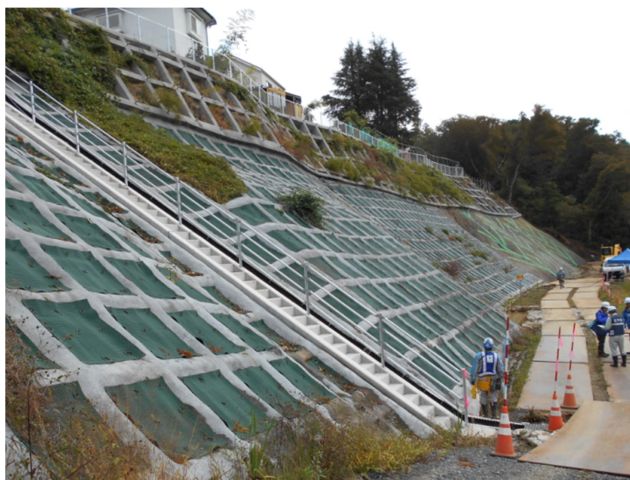
10月～11月にかけて、**12年ぶりに工事現場監査を実施しました。**

対象工事は、**県単独事業**で施工した県営建設工事のうち、平成30年度中に施工し、平成30年度末までに完成したもので、**契約額が10,000千円以上**のものの中から選定し、**6機関(盛岡地区2機関、県南地区4機関)、12件(盛岡地区4件、県南地区8件)**を実施しました。

実施に当たって、対象となった機関の関係者の皆様には、台風第19号の対応など**業務多忙**の中**ご協力いただき、ありがとうございました。**

今年度の実施を踏まえ、令和2年度も**継続して実施する予定**としています。

対象工事や実施時期の詳細は今後決定のうえ、実施対象箇所を選定のための調査を行いますので、**その際にはご協力をお願いします。**



☆ 来年度の定期監査では、公の施設の備品の登録状況を点検 ☆

今年度の定期監査において、公の施設の管理運営委託で指定管理者が指定管理料で購入した備品について、県に帰属する備品を登録していないものが3件ありました。

そのため、全庁的な当該リスクの未然防止を図るため、来年度の定期監査では、「**指定管理料で購入した県に帰属する備品の登録状況**」及び「**協定書の管理備品一覧への計上の有無の状況**」の点検を実施します。

公の施設における**指定管理業務の所管課**においては、**指定管理者の備品購入の状況を把握**するとともに、**購入後は速やかに備品登録手続き**をするほか、**基本協定書の管理物件一覧の変更手続き**を行いましょう。

また、指定管理業務により取得した備品を含め、公の施設の備品の管理が適切に行われているか**定期的に現物確認**を行うことが必要です。

